

船橋市資金管理協議会要綱

(設置)

第1条 船橋市は、資金管理の適正化を図るため、船橋市資金管理協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において資金とは次に掲げるものをいう。

- (1) 歳計現金
- (2) 歳入歳出外現金
- (3) 基金に属する現金
- (4) 公営企業会計に属する現金
- (5) 制度融資に係る預託金
- (6) その他の現金

(協議事項)

第3条 協議会は次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 金融機関の経営状況の把握について。
- (2) 資金管理についての情報の収集、交換等に関する事。
- (3) 経営状況に懸念のある金融機関への対応に関する事。
- (4) 前3号に係る情報公開に関する事。
- (5) その他必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は会長、副会長及び会員をもって構成する。

- 2 会長は、会計管理者を、副会長は企画財政部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を掌理する。
- 4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 5 会員は、別表のとおりとする。

(会議)

第5条 協議会の会議は会長が必要の都度招集する。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務は、会計課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は会長

が定める。

附則

この要綱は、平成14年3月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年3月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表

医療センター事務局長、経済部長、財政課長、医療センター総務課長、 商工振興課長、会計課長
